

事件番号 平成28年(フ)第1000号
大阪市北区野崎町9番10号
破産者 株式会社日食
代表者代表取締役 中村 光孝

破産手続開始等の通知書

平成28年4月15日

債権者・債務者・財産所持者・労働組合等・許認可庁 各位

大阪地方裁判所第6民事部大型事件係

裁判所書記官 金 沢 孝 治



当裁判所は、頭書破産事件について、平成28年4月15日午後3時、次のとおり破産手続開始決定をいたしましたので通知します。

- 1 破産手続開始決定の主文
債務者 株式会社日食について破産手続を開始する。
- 2 破産管財人の氏名等
大阪府中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階
弁護士法人関西法律特許事務所
弁護士 山形 康郎
TEL 06-6313-0381 FAX 06-6314-0868
- 3 破産者に対して債務を負担している者及び破産者の財産を所持している者は、破産者に弁済し、又はその財産を交付してはならない。
- 4 破産法31条5項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。

注1) 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で破産手続の費用を支弁するのに不足が生じるおそれがあると考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間を当面定めないこととしました(破産法31条2項)。破産債権の届出をすること自体は妨げられませんが、破産管財人において、破産財団の調査を進め、破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがなくなった場合には、改めて、破産債権届出期間等について連絡をさせていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。

注2) 本破産事件については、破産法31条5項により、破産債権者に対して個別の通知や債権者集会についての期日の呼び出しは行いません。今後の連絡は、官報公告あるいは破産管財人主催の以下のホームページ等によりお知らせすることになります。

ホームページアドレス <http://www.nisshoku-foods.co.jp/>

注3) 本破産事件の今後の進行状況に関するお問い合わせは上記破産管財人までお願いします。お問い合わせにあたっては、「株式会社日食の件」と明記または明示してください。